

# 消費者が主役の 消費者市民社会をつくる ～できることをつなげあおう～

2012年8月22日、「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」が公布され、同年12月13日に施行されました。消費者教育の提供を受けることはすべての消費者の権利です。これから求められる「消費者市民社会」「消費者市民社会の実現にむけて私たち消費者は何をすべきか」について基調講演等を通して考え合います。

日時 3月15日(土) 13:30~16:00

会場 三重県教育文化会館  
6階 多目的ホール

住所:三重県津市桜橋2-142 TEL:059-228-1122

内容 ◆基調講演



消費者が主役の消費者市民社会をつくる  
～できることをつなげあおう～

講師:島田 広 氏 (弁護士)

弁護士、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前副委員長（消費者教育・ネットワーク部前会長）。1994年東京大学法学部卒業。北欧の消費者教育についての調査をもとに、日本での消費者教育、消費者市民教育の普及に向けて発言している。

◆報告 消費者問題に取り組んでいる県内諸団体等よりこれまでの活動や今後の課題を報告していただきます。

◆パネル展示 県内の様々な団体の活動

定員 150名(先着順)

会場定員との関係からなるべく事前申し込みをしていただきますようお願いします。

参加お申込み、お問い合わせは 三重県生活協同組合連合会

〈TELの場合〉059-228-9913 (月～金10時～17時)まで

〈FAXの場合〉059-228-9915

〈郵便の場合〉〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目135 ハイツフジタ1F

〈メールの場合〉toiawase@miekenren.jp

主催 三重県生活協同組合連合会・三重県



Q 「消費者教育」とは?

A 消費者の自立を支援するために行われる  
消費生活に関する教育です。

会社の経営者、サラリーマン、販売員、公務員、医者、学生、  
テレビタレント…どんな職業をしている人も、みな「消費者」  
です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社  
会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能  
力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働き  
かけが、消費者教育です。

Q 「消費者市民社会」とは?

A 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に  
積極的に参画する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々  
や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球  
環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極  
的に参加する社会を意味します。消費者が大量生産・大量消費・大量  
廃棄の経済の波に流されて漂流する存在から、持続可能な社会、経済の実現に  
向けた舵取り役となることです。（「消費者教育推進のための課題と方向」平成  
24年4月6日公表・消費者教育推進会議の報告より）

# 消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力

	消費が持つ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働
幼児期	自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切なサービスを選択できること。	持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力。	消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力。
小学生期	おつかいや買い物に关心を持つこと。	身の回りのものを大切にしよう。	協力することの大切さを知ろう。
中学生期	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう。	自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫しよう。	身近な消費者問題に目を向けよう。
高校生期	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう。	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう。
若者	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう。	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう。
成人一般	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう。	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう。	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう。
高齢者	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう。	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう。	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう。
	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう。	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう。	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう。

「消費者教育の体系イメージマップ～消費者力ステップアップのために～」(消費者教育推進のための体系的プログラム研究会)より抜粋。  
出典:消費者庁発行「消費者市民社会って?」より。

## 申込方法

下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、なるべく郵送・FAXまたは電子メールにてお申し込みいただきますようにお願いします。

**■申込期限 2014年3月14日(金)**

**参加申込書** (切らすに A4 でお送り下さい)

申込年月日 2014年 月 日	お名前		
	所 属 団 体		
ご 住 所	〒		
電話番号 (携帯可)	( ) -	電子メール (ある場合のみ)	

○複数でお申し込みされる場合、代表者以外の方はお名前のみを記入してください。

お 名 前	お 名 前	お 名 前

なお、ご記入いただいた個人情報は、当セミナーへの申し込みにのみ使用し、その他の目的には使用しません。